

危機管理マニュアル

枚方市立招提北中学校

はじめに

学校における危機管理に関する組織体制については、想定される危険等を明確にし、事前、発生時及び事後の危機管理に応じた体制を、家庭・地域・関係機関等と連携し、必要に応じて教育委員会のサポートを受けながら整備しておく必要がある。特に、危険等発生時の体制整備は、児童生徒等の生命や身体を守るために最も重要な部分であり、教職員等の役割分担及び情報収集・伝達方法など、全教職員の理解を図り、各自の適切な行動に結びつけられるよう機能的で実践的なものが求められている。この危機管理マニュアルは学校保健安全法に基づき策定している。

(1) 防災避難計画

- 1 この計画は、枚方市立招提北中学校の消防管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び生徒の人命の安全並びに被害の防止を図ることを目的とする。
- 2 防火管理者は、この計画について一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。
 - (1) 消防計画の検討及び変更
 - (2) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び不備欠陥事項の改修促進
 - (3) 消防用施設等の点検整備の実施及び不備欠陥事項の改修促進
 - (4) 火気の使用又は扱いに関する指導
 - (5) 生徒、職員に対する防災教育及び各種訓練の年度計画の作成とその実施指導
 - (6) その他の防災管理上の必要な業務
- 3 防火管理者は、次の業務について消防署への報告、届出等を行うものとする。
 - (1) 防火計画の提出（改正の都度）
 - (2) 消防用設備等の点検結果の報告
 - (3) 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導の要請
 - (4) 教育訓練指導の要請及び各種訓練の実施報告
 - (5) その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項
- 4 予防管理組織は図1の通りとする。
- 5 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 火気使用器具は、指定された場所以外では使用しないこと。
 - (2) 火気使用器具は、使用前必ず点検し、安全を確かめて使用すること。また使用後は、必ず安全措置を講ずるものとする。
 - (3) 火気使用器具の周辺は、常に整理整頓し、可燃物を置かないこと。
 - (4) 火気使用器具を使用する場合は、水バケツ又は消火器を用意すること。
- 6 自衛消防組織は、図2の通り編成する。
- 7 避難誘導・避難行動は、次によること。
 - (1) 火事の場合
 - ・日直に教室、廊下の窓を閉めさせる。
 - ・施錠はせず、照明もそのままにしておく。
 - ・荷物は持たせず、静かに廊下に並ばせ、上履のまま避難経路に従い避難させる。
 - ・出席簿は教師が持ちだす。
 - ・避難させるときは、ハンカチを口、鼻にあてさせ、煙による害を防ぐ。
 - (2) 地震の場合
 - ・窓や照明はそのままにして、直ちに机の下にもぐらせるとともに頭部を保護させ、揺れがおさまるまでそのまま待たせる。
 - ・ドアや扉は開けておき、避難経路を確保しておく。
 - ・指示があれば、運動場に避難させる。その際、出席簿は教師が持ちだす。
 - ・避難場所に集合させた後すぐに座らせ、代表者に人数確認を行わせ、教頭に報告させる。

- 8 防火管理者は、教師に対する防災教育を次の基本的事項に基づき年度計画を作成するものとする。
- (1) 消防計画に定める遵守事項について
 - (2) 生徒に対する防災教育及びその指導法について
 - (3) 火災及び地震等の災害における任務及び責任について
 - (4) その他火災予防上必要な事項について
- 9 各学級担任は生徒に対して次の基本的事項について防災教育を実施するよう努めなければならない。
- (1) 火災及び地震等による災害の基礎知識について
 - (2) 地震の発生する要因について
 - (3) 煙及びガス等の危険性について
 - (4) 油類による火災発生について
 - (5) 火災を予防するための基礎知識について
 - (6) 避難方法及び避難訓練の重要性
 - (7) 学校周辺の地理的状况について
 - (8) その他火災予防上必要な事項について
- 10 防火管理者は図3の通り避難訓練等を実施するものとする。
- 11 防火管理者は、台風等で被害が予想されるとき、次の措置を行うものとする。
- (1) 台風の場合
 - ・台風の予報、動きに注意を払い、校長が登校中止・下校の措置を行う。
 - ・進路急変時は、指示に従って集団下校させる。
 - (2) 雷の場合
 - ・運動場の活動を止めさせて、屋内に入る。
 - (3) 光化学スモッグ注意報の場合
 - ・戸外での過激な運動を避けさせる。
 - ・うがい・洗眼をさせる。
 - ・自覚症状（目の痛み・のどの痛み・頭痛・吐き気）を訴えた者は、必ず教師に連絡させる。

図1 予防管理組織表
(火元責任者)

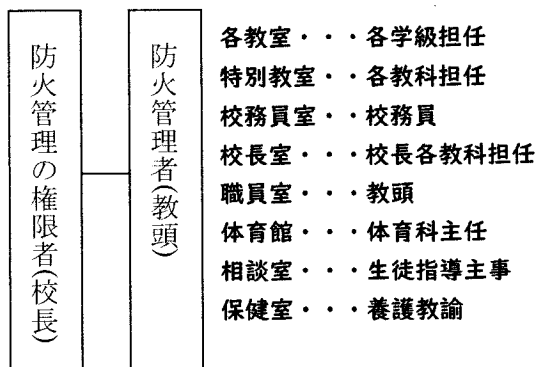


図2 自衛消防組織表

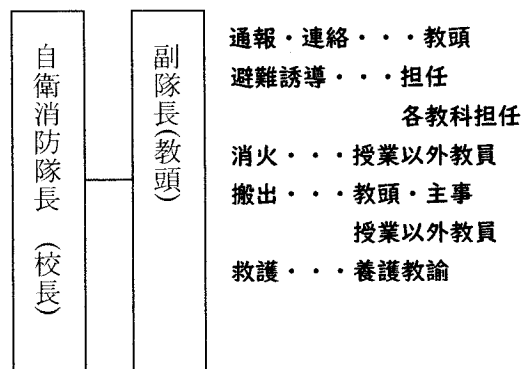
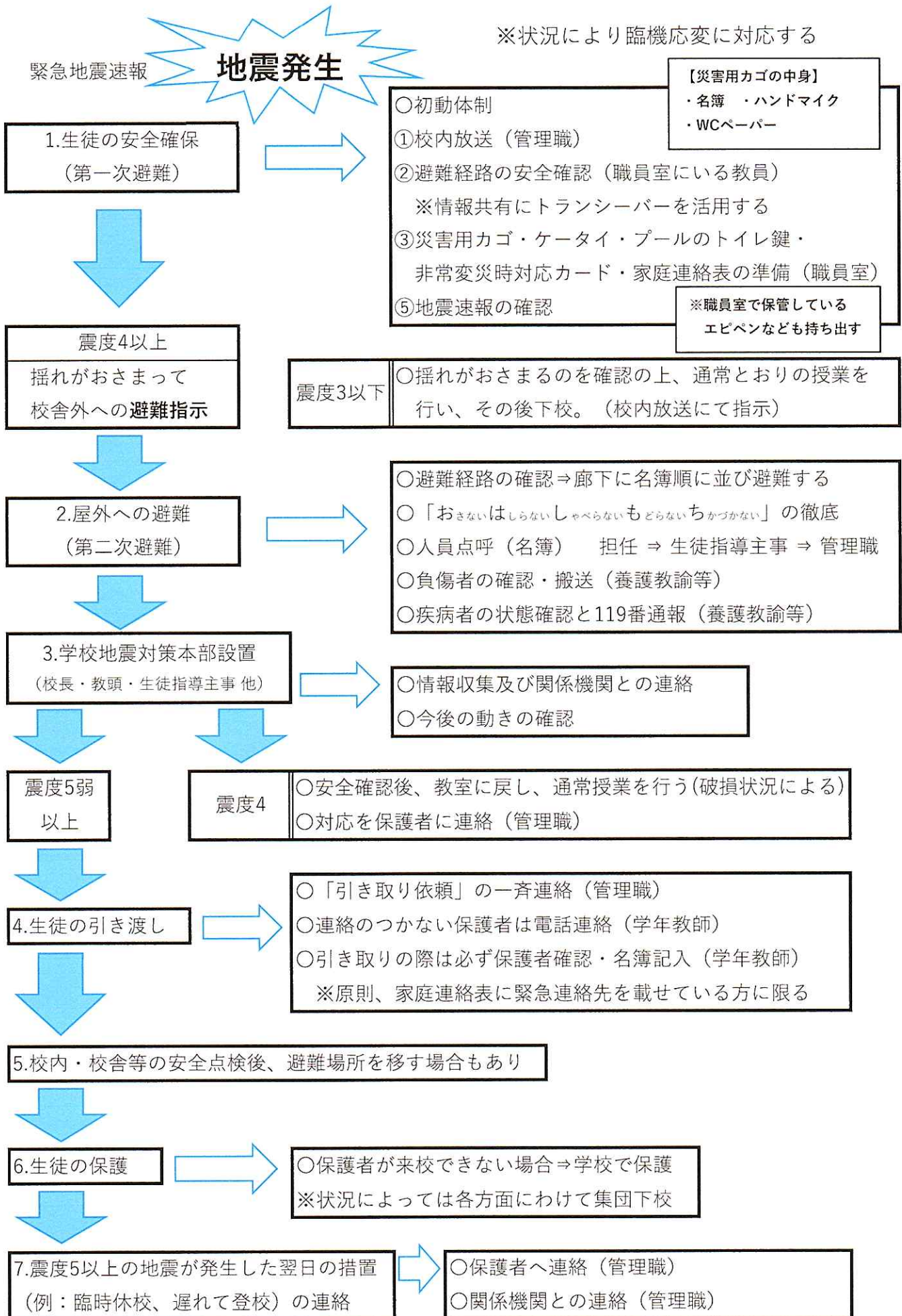


図3 年間予定

月	行事	月	行事
6	避難訓練	2	避難訓練
8	防火施設点検整備		防災学習
11	避難訓練	毎月	電気点検
1	防火施設点検整備		

(2) 地震が発生した際の対応マニュアル



【1】 「1. 生徒の安全確保」について

授業中の対応について

避難経路に関しては、避難経路図を参考に、その時、フロアにいる教員で確認し合い、臨機応変な対応をお願いします。

◎地震が起これたら・・・

- ・教室では、揺れが収まるまで机の下に入り、机の脚を持たせるなど「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に身を寄せ、安全を確保させる。
- ・身を隠すところがない場合は、座布団や身近にあるカバン・本などで頭を覆い、出来るだけ低い姿勢をとる。
- ・教室以外では、「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に身を寄せさせる。

◎揺れが収まったら・・・

【授業者】

- ・負傷者の有無を確認し、応急処置を行う。
- ・出入り口を開ける。
- ・コンセントを抜き、ガスの元栓を閉める。
- ・頭を保護するもの（カバンや教科書など）を活用する。
- ・おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない、ちかづかない、の徹底
- ・授業者は名簿など、点呼がとれるものを持ち出す。
- ・静かに廊下に名簿順2列で並ばせ移動。中央階段は2列で、東階段は1列で移動する。
※階段を下りる際は、4階からは階段内側、3階からは階段外側（壁側）を移動すること。
- ・外に出れば“かけ足”で移動。（全速力は個人差があるので危ないためしない）

【授業者以外】

- ・避難経路の安全確認（職員室にいる教員で割り振る。教室棟・管理棟を中心にトイレや心の教室も確認する。）
- ・役割（A～Dポイントに立ち避難指示をする人、最後に逃げ遅れがないか確認に行く人、グラウンドへ行き整列を指示する人）を決め、配置場所に向かう。
- ・グラウンドに行く人はカゴ（名簿・ハンドマイク・WCペーパー）、携帯電話、家庭連絡表、トランシーバー、プールのトイレの鍵（エアコン集中制御盤の下）、を持ち出す。

*学年携帯電話 1年生：080-7034-6532 2年生：070-2299-4278 3年生：070-2299-4277



[特別教室についての予想される状況・注意事項・教員や生徒の対応]

場所	予想される状況	注意事項・教員生徒の対応
理科室 家庭科室	<ul style="list-style-type: none"> ○薬品棚・食器棚が転倒し、薬品、食器、ガラスが散乱する。 ○薬品がこぼれる。 ○アルコールランプやガスバーナーが倒れ、出火する。 ○火傷等をする危険性がある。 ○ミシン類の落下による負傷や、アイロン・熱湯等による火傷をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○薬品によるケガや火事の危険のない場所に身を寄せる。 ○動けない場合は、揺れが収まってから火を消し、ガスの栓を閉め、アイロン等のコンセントを抜く。
図書室	<ul style="list-style-type: none"> ○本棚・ロッカー類が相次いで倒れる。 ○本が次々と落ちてくる 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な場所で頭を守らせしゃがませる。
視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> ○視聴覚室では、テレビ・パソコン等が落下する。 ○暗幕を引いている場合、パニック状態を引き起こしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難の際は必ず上履きをはかせる。 ※明かりをつける際は、断線による発火に注意する。
音楽室	<ul style="list-style-type: none"> ○グランドピアノが数メートル動いたり、脚が折れる。 ○スピーカー・オーディオ設備・楽器等が落下する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を寄せる。
木工室 金工室	<ul style="list-style-type: none"> ○電動のこぎりやカナヅチ等が落下する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○電気器具類を使用中は、特にケガに注意する。
保健室	<ul style="list-style-type: none"> ○薬品棚の転倒。破損ガラスが散乱する。 ○冷蔵庫・ストーブ・測定器具等が転倒する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用生徒の対応（ベッドに潜らせる）
PC室	<ul style="list-style-type: none"> ○モニター・パソコン本体等が落下する。 ○暗幕を引いている場合、パニック状態を引き起こしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難の際は、必ず上靴をはかせる。 ※明かりをつける際は、断線による発火に注意する。
体育館	<ul style="list-style-type: none"> ○破損ガラスが飛散する。 ○照明器具・天井固定器具類が落下する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○中央に行き、手で頭を保護して、しゃがむ。 ○避難するときは頭を守り、体育館シューズのまま外に出る。
プール	<ul style="list-style-type: none"> ○プールの水面が波立ち、ところどころで亀裂が入る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○水泳時は水から上げ、衣類を持たせ、履物をはかせ、揺れが収まったら避難させる。

登校時（8：30 まで）の対応について

- ・すでに登校していて教室にいる生徒には、校内放送により全体に“安全な避難場所及び避難方法を明確に”指示する。
 - ・登校してきた生徒はスロープを通らせグラウンドに誘導する。
- ※来ている教員で対応することになります。臨機応変に対応をお願いします。

休み時間・掃除時間・放課後の対応について

放送で全体に指示を出す。揺れが収まったら、（放送の指示で）教員は近くにいる生徒と一緒に安全確認をしながらグラウンドに避難する。職員室にいる教員で避難誘導（A～Dポイント）、見回り、災害用カゴ（出席簿も）の持ち出し、に割り振る。

【放送】「揺れが収まりましたので、近くの先生と一緒にグラウンドに避難してください。

近くに先生がいない場合は、自分で安全確認をしながらグラウンドに避難してください。」

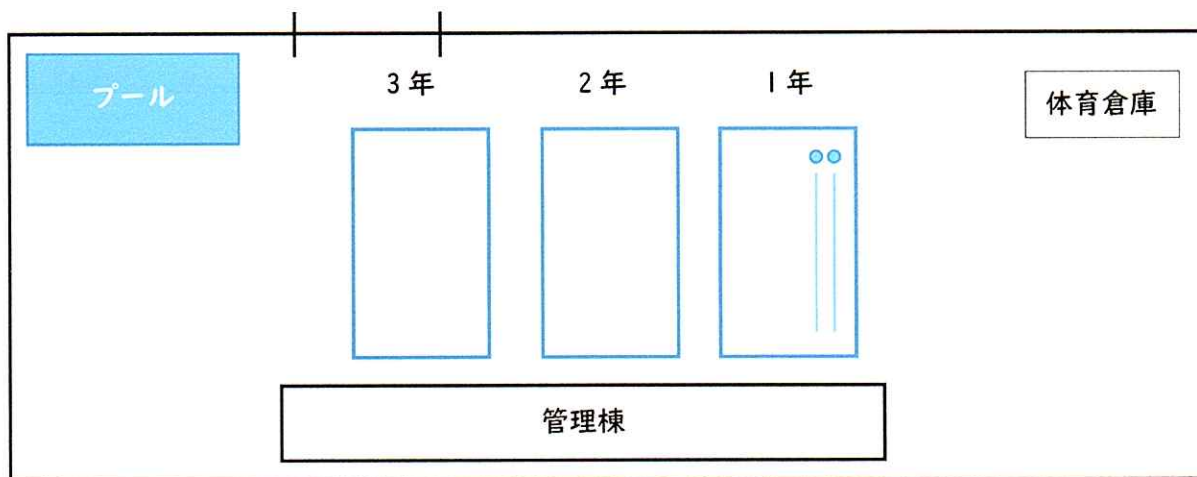
※放課後の場合、クラブ活動場所、欠席者などに留意し、グラウンドでの整列も臨機応変に対応する。欠席者が把握できない場合は、今いる生徒を必ず記録する。

※技術棟等の使用に注意する。

【2】「2.屋外への避難」について

- ・グラウンドに避難したら、男女混合名前順（2列）に並ばせて点呼をとる。
担任から生徒指導主事、生徒指導主事から管理職へ報告。
- ・負傷者の確認を行い、養護教諭、生徒指導主事に報告。対応をする。

【グラウンドの整列体形】



【3】「4.生徒の引き渡し」について

- ・「引き取り依頼」の一斉連絡。
- ・連絡のつかない保護者には直接担任から電話する。
- ・正門から入ってきた保護者とスロープ周辺で学年ごとに誘導、名簿を使いチェックする。
- ・生徒の引き渡しは原則、家庭連絡表に載っている方のみとするが、事情などを聞き、臨機応変に対応していく。その際、引き渡し時には名前・電話番号を聞き取り記録する。

【4】校内放送について

◎地震が発生したら・・・

授業中「地震が発生しました。そのまま机の下に避難しなさい」

授業中以外「地震が発生しました。物が落ちてこない場所へ移動して、姿勢を低くし、頭を守りましょう。」

◎揺れが収まったら・・・

「揺れが収まりましたが、避難経路の安全の確認をしています。安全な場所で静かに待機し、次の指示を待ちなさい。」

◎避難経路の確認ができたなら・・・

「避難経路の確認ができました。廊下に整列して、すみやかにグラウンドに避難しなさい」

◎避難経路の確認中、火災を発見したら・・・

「例：1階第1理科室付近で火災が起きています。状況が分かるまで、静かに待機し、次の指示を待ちなさい」

4



【震度4】

- ほとんどの人が驚く。
- 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。
- 座りの悪い置物が、倒れることがある。

6弱




【震度6弱】

- 立っていることが困難になる。
- 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
- 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。

5弱




【震度5弱】

- 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
- 棚にある食器類や本が落ちることがある。
- 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。

6強




【震度6強】

- はわないと動くことができない。飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

5強




【震度5強】

- 物につかまらなると歩くことが難しい。
- 棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 補強されていないブロック塀が崩れることがある。

7




【震度7】

- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
- 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。
- 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。

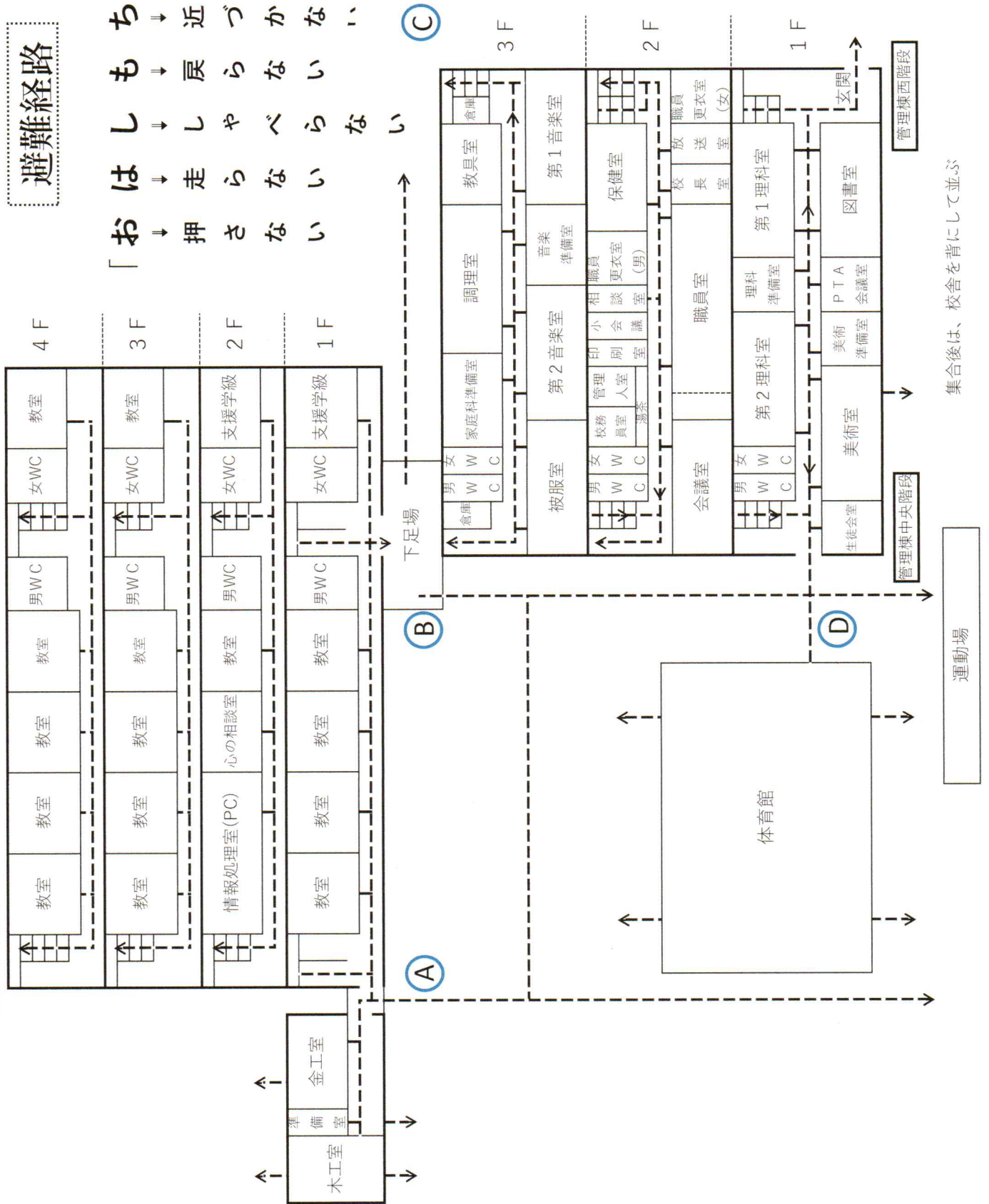
参考：国土交通省 気象庁 HP

教室棟東階段

教室棟中央階段

避難経路

「おはしもおもち」
↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓
押走はし → 走らな → 戻らな → 近づ →
さない い ない い ない い かない



(A)

(B)

(C)

(D)

運動場

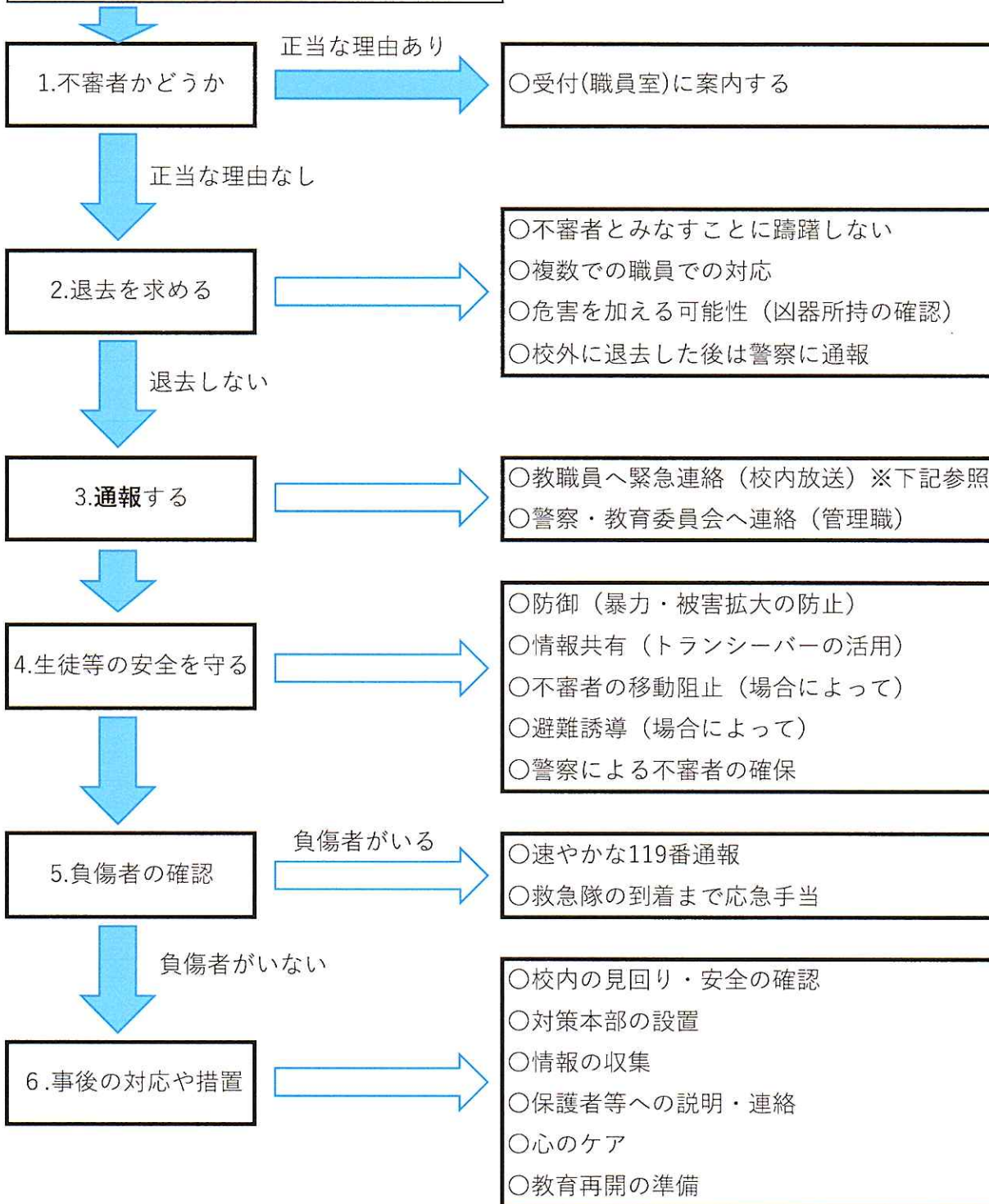
集合後は、校舎を背にして並ぶ

(3) 不審者侵入への対応マニュアル ※状況により臨機応変に対応する

不審者の侵入を未然に防ぐため日頃より以下のように対応を行う。

1. 授業中、門扉を閉める。
2. 来訪者には、積極的に声をかけ、対応する。
3. 教職員は、時間の許す限り、校舎内外を巡視する。
4. 来校者には名札をつけてもらう。

関係者以外の学校への立ち入りが発生



門の管理について

- ・原則として、朝の開門は8時00分（正門のみ）。
- ・正門で8時15分から8時30分の間は生徒の登校を見守る（挨拶・声かけ）。
- ・8時30分から下校時間まで門を閉める。

【1】「1.不審者かどうか」について

- (1) 来校者として不自然なことはないかをチェックする。
 - ・来校者の名札をしているか。
 - ・不自然な場所に立ち入っていないか。
 - ・不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか。
 - ・凶器や不審物を持っていないか。
- (2) 声をかけて用件をたずねる。
 - ・用件が答えられるか。また正当なものか。
 - ・保護者なら、生徒の学年、組、氏名が答えられるか。
- (3) 正当な理由があっても、名札をつけてもらう。



【2】「2. 退去を求める」について

- (1) 他の教職員に連絡して協力を求める。
 - ・原則、一人に対応してはならない。自身の安全のために適当な距離をとりながら多くの教職員が駆けつけるのを待つ。
- (2) 言葉や相手の体動に注意しながら、退去するように説得する。
 - ・相手に対応するときは、相手が手を伸ばしても届かない距離を保つ。
 - ・毅然とした態度で対応し、いかなる場合であっても、不審者に背を向けない。
 - ・生徒がいる場所に不審者が向かわないようにする。
- (3) 校外に退去した後は警察に通報する。



【3】「3. 通報する」について

- (1) 退去に応じない場合には、
不審者として「110番」通報する。
 - ・校内放送を用いて他の教職員に知らせる。
 - ・速やかに「110番」通報するとともに教育委員会への緊急連絡・支援要請を行う。
 - ・不審者がまだ暴力的な言動をしていない場合には、サイレンを鳴らさずにパトカーにきてもらうことも検討する。



(2) 立ち入られた場合、相手を落ち着かせるために別室に案内して隔離する(場合によって)

- ・生徒から遠い位置にある部屋に、複数の教職員で対応し、案内する。
- ・所持品に注意して警察の到着を待つ。
- ・生徒等を避難させるかどうかを判断する。

『110番』通報の要領

- 局番なしの「110」
 - 落ち着いて、例えば「△△小学校です。男(女)が侵入して暴れています。子供がけがをしました。すぐに来てください。」
 - その後は、質問に答える形で
・通報者氏名、場所(校外の場合)、電話番号などを落ち着いて知らせる。
- ※「110番」通報をしている場合は、救急車が連動して手配されるが、重複してもよいので「119番」通報をする。



【4】「4. 生徒等の安全を守る」について

(1) 防御(暴力・被害拡大の防止)

- ・対峙した教職員は、生徒から注意をそらさせ、不審者を生徒に近づけないようにすることで、被害の拡大を防止しながら、警察の到着を待つ。

(2) 避難の誘導をする

- ・教室等への侵入などの緊急性が低い場合や避難のため移動することで不審者と遭遇するおそれがある場合は生徒を教室等で待機させる。ただし、施錠をするとともにすぐに避難できる体制を整えておく。

※原則として、不審者が警察に確保されてから避難させる。

最終的には、全校生徒等をグラウンドや体育館に集めて点呼を行う。



防御に役立つもの(例)



不審者を捕らえることが目的ではありません。あくまで不審者から生徒等を遠ざけ、

警察が来るまでの時間を稼ぎ、生徒等の安全をいかに確保することが目的です。

(4) 落雷が発生した時の対応マニュアル

落雷による事故は、生命に危機を及ぼす重大な事故になりやすいが、適切な判断により事故を防ぐことが可能であることから、屋外での活動中において、天候が急変しそうな予兆がある場合には、気象に関する情報を収集するとともに、早めに中断し避難等の対応を行うことが重要となる。

予想される状況	教職員の対応	生徒等の対応
<ul style="list-style-type: none"> ・雷注意報の発表。 ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。 ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。 ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。 ・大粒の雨や雹（ひょう）が降り出す。 ・近くに雷が落ちる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりした場合は速やかに屋内に避難させる。（雷鳴が速くても雷雲はすぐ近づいてくる。また雨が降っていなくても落雷はある。） ・校庭やプールでの活動等、近くに高いものがない場所での活動の場合は特に注意し、速やかに活動を中止し、屋内に避難させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示に従い、すみやかに屋内に避難する。 <p>【登下校・クラブ活動など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雷の活動は短時間でおさまることが多いので、無理に登校・帰宅せず、屋内へ避難をする。 ・自転車に乗っていたら、すぐに降りて安全な場所に避難する。
<ul style="list-style-type: none"> ・雷の活動が止む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雷鳴が止んでから 20 分程度は落雷の危険があることから安全な場所での待機を指示する。 ・一つの雷雲が去っても、次の雷雲が近づく場合もあるので、新しい雷雲の接近に常に注意する。 ・その後は、気象情報等で安全を確認の上、活動を再開するかどうかが判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示に従い、安全な場所で落ち着いて待機する。 <p>【登下校時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雷鳴が止んでから 20 分程度は落雷の危険があることから、安全な場所で待機する。 ・一つの雷雲が去っても、次の雷雲が近づくことを想定し、新しい雷雲の接近に常に注意する。

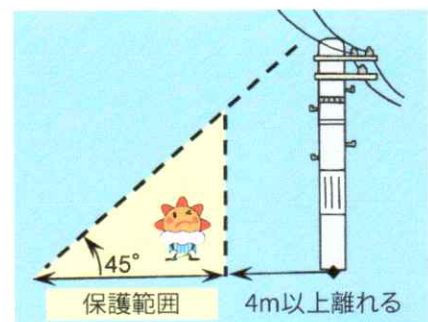
【避難場所等に関する留意点】

- ・建物の中、自動車、バス、列車の中等への素早い避難が求められる。
- ・軒先や外壁は雷の通り道になること等に注意する。
- ・雷は高い場所に落ちやすい。立ち木に落ちると被害を受けるので、立ち木から離れたところに避難する。
- ・近くに避難する場所がない場合は、しゃがみこむ等できるだけ姿勢を低くする。



【空間に避難できない場合の対応】

近くに安全な空間が無い場合は、電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを 45 度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から 4 m 以上離れたところ（保護範囲）に避難します。高い木の近くは危険ですから、最低でも木の全ての幹、枝、葉から 2m 以上は離れてください。姿勢を低くして、持ち物は体より高く突き出さないようにします。雷の活動が止み、20 分以上経過してから安全な空間へ移動します。

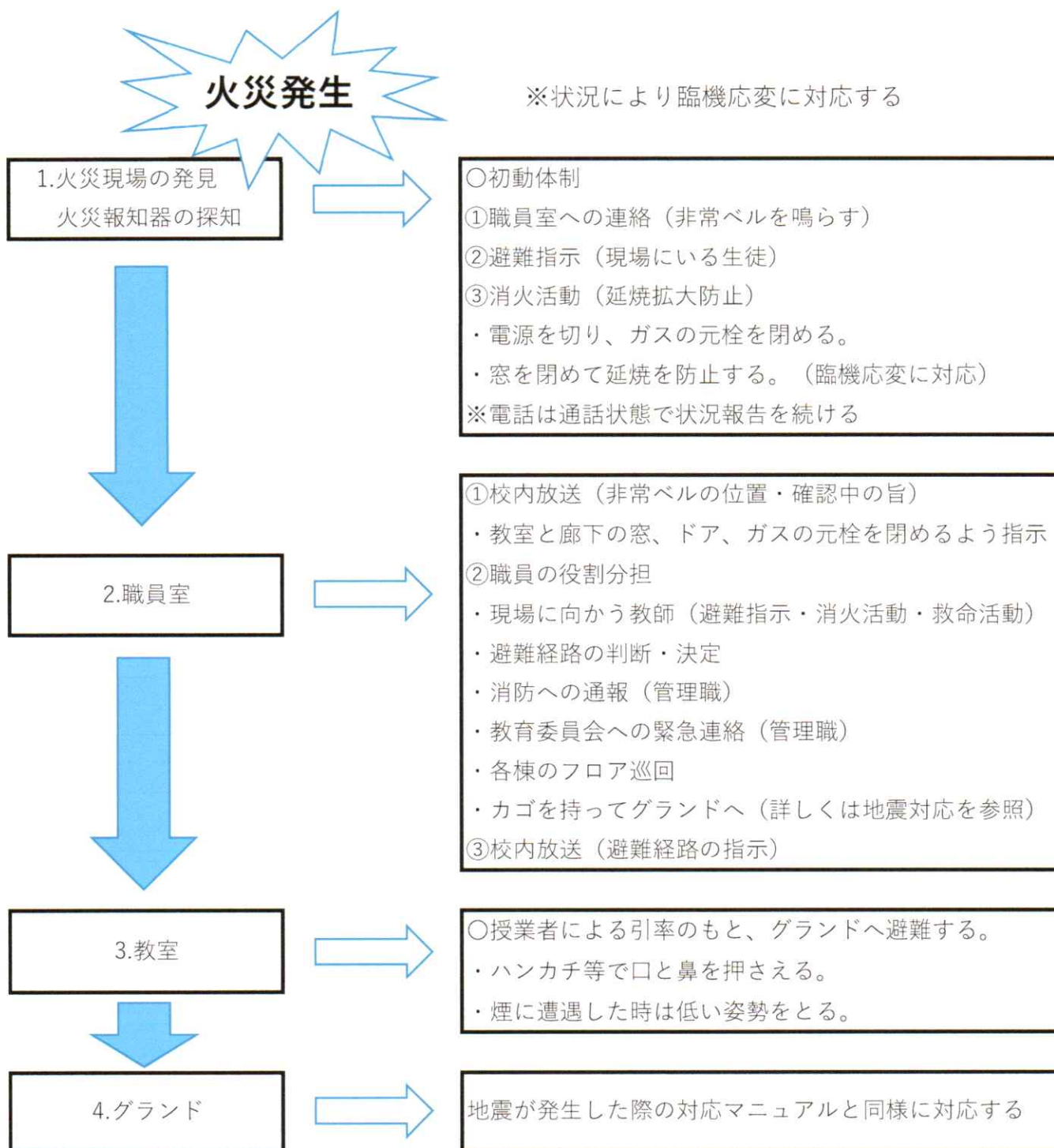


(5) 火災が発生した際の対応マニュアル

【火災発生時に予想される危険】

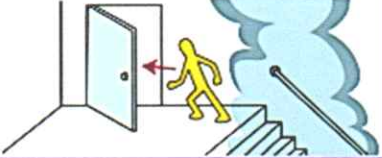
火災の勢いによる窓ガラス等の飛散や鉄扉等が高熱を持つことがある。また、煙の侵入などにより視界を狭められ、避難経路を見失ってパニックに陥り、窓から飛び出そうとする者がいるなど、個々の勝手な判断や行動により大惨事を招くことも考えられる。さらに、燃焼によって生じた有毒ガス（一酸化炭素）や煙を吸い込むことによって中毒を起こしたり、意識をなくしたりすることもある。

※煙は横方向に毎秒0.3～1.0メートルの速さで廊下を流れ、階段や空調設備が煙突の役割を果たし、煙は縦方向に毎秒3～5メートルの速さで上昇するといわれ、歩く人の速度より速くなる。



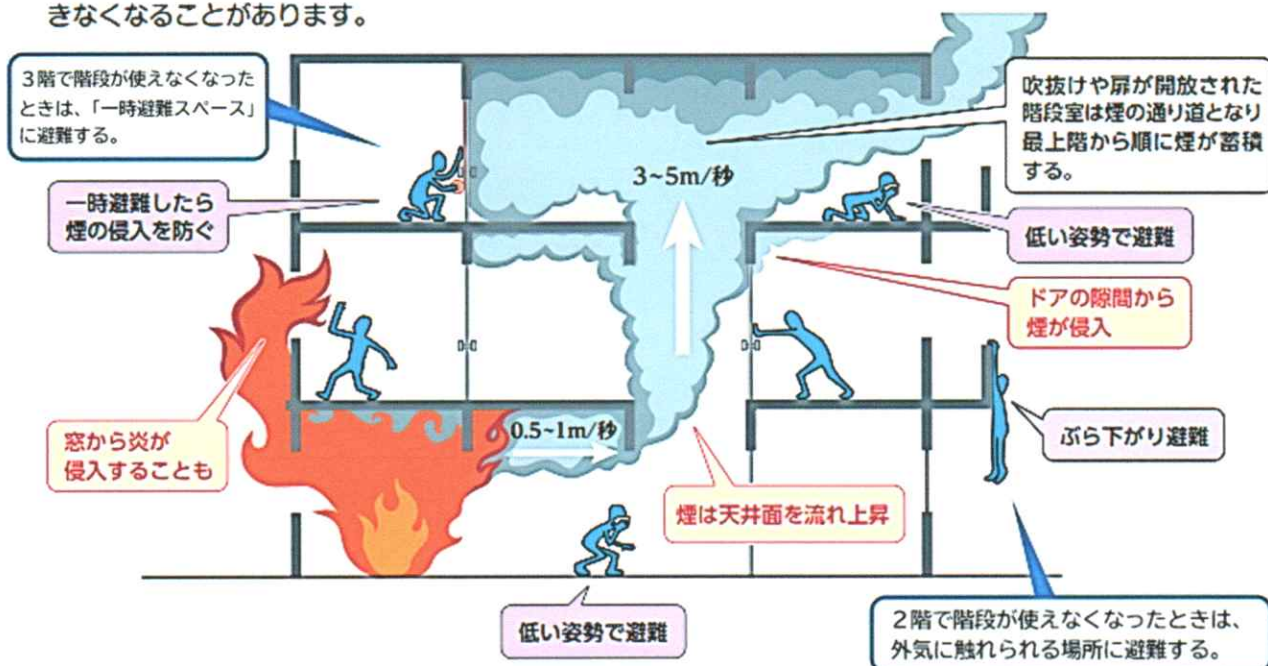
//// //// 火災人命危険レベル //// ////

火災発生時に避難者が取るべき避難行動を考えるうえで、火災の状況を3段階に区分し、レベルに応じた避難行動を例示しました。火災時に避難する場合は、自分は今の火災人命危険レベルにいるのかを判断して行動してください。

火災人命危険レベル		
レベル1 	レベル2 	レベル3 
階段に煙がなく使用可能な状況 	階段が煙により使用できない状況 	階段及びフロア全体に煙が流入し、避難者自身が煙に覆われ危機的な状況 
主な避難行動の例		
【階段を利用して地上、下階へ避難】 ○ 階段が複数ある場合は、煙が流入していない階段を選択して避難 火災の多くはこのレベルで避難できます！いつもの避難訓練もレベル1	【階段以外からの避難等】 ○ 窓、ベランダ等から避難器具での避難 ○ 窓、ベランダ等、外気に触れる場所への避難(救助を求める) ○ 一時避難スペースへの避難、待機(救助を求める) 万が一に備えてレベル2、レベル3を想定した避難訓練を！	【煙に覆われた状態からの脱出】 ○ 身を低くして最小限の呼吸で、冷静に避難 ○ 光や壁を頼りに窓、ベランダ又は直近の一時避難スペースを検索、避難 【階段以外からの避難等】 ○ 窓、ベランダ等から避難器具での避難 ○ 一時避難スペースへの避難、待機(救助を求める) ○ 窓、ベランダ等からぶら下がり避難(2階に限る)

//// //// 火災時の火煙の状況と避難行動 //// ////

室内で発生した火災の煙は、まず天井に広がってから床面へと下がり、やがて部屋全体が煙に覆われます。また、煙が階段や吹抜けを伝って急速に上に広がり、階段室に流入すると、階段を使って避難できなくなることがあります。



参考：京都市消防局 HP

(6) 風水害が発生した際の対応マニュアル

【生徒が在校時】

- 気象状況の収集に努め、災害の状況を生徒等に周知する。
- 状況に応じて、授業中止、避難誘導、下校指示を的確に行う。
- 避難させる場合は、避難経路、避難場所、危険物等を的確に指示し、誘導する。
- 下校させるのが危険だと判断された場合には、学校で待機させる。
また、可能であるならば、保護者に迎えに来てもらうなどの対応を考える。

【生徒が在宅時】

- 自宅待機（在宅避難）を連絡する。
- ※連絡のつかない保護者には直接担任から電話する。

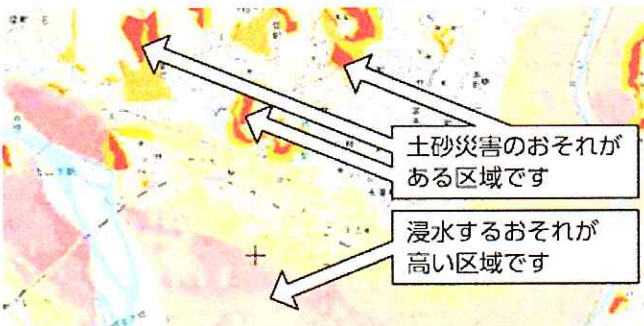
【教職員による防災活動】

強風による転倒・移動のおそれのあるものを固定する。窓ガラスの飛散によるケガの防止。

避難情報等 (警戒レベル)			河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報) 浸水の情報(河川) 土砂災害の情報(雨)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5 相当 氾濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~				
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3 氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 氾濫注意情報
1	気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1

市区町村長は、河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

ハザードマップの見方
必ず確認してください



土砂災害のおそれがある区域です

浸水するおそれが高い区域です

**水害**

洪水浸水想定区域(浸水深)

- 5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
- 3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
- 0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
- 0.5m未満 (1階床下浸水)

**土砂災害**


土砂災害警戒区域: 黄色

土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域: 赤色

建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

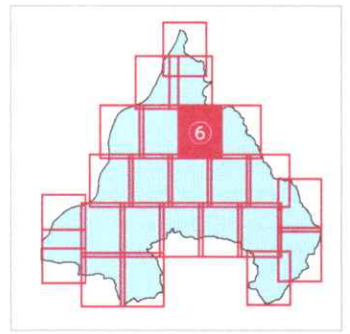
ハザードマップ*ホームページ 検索 

出典：内閣府



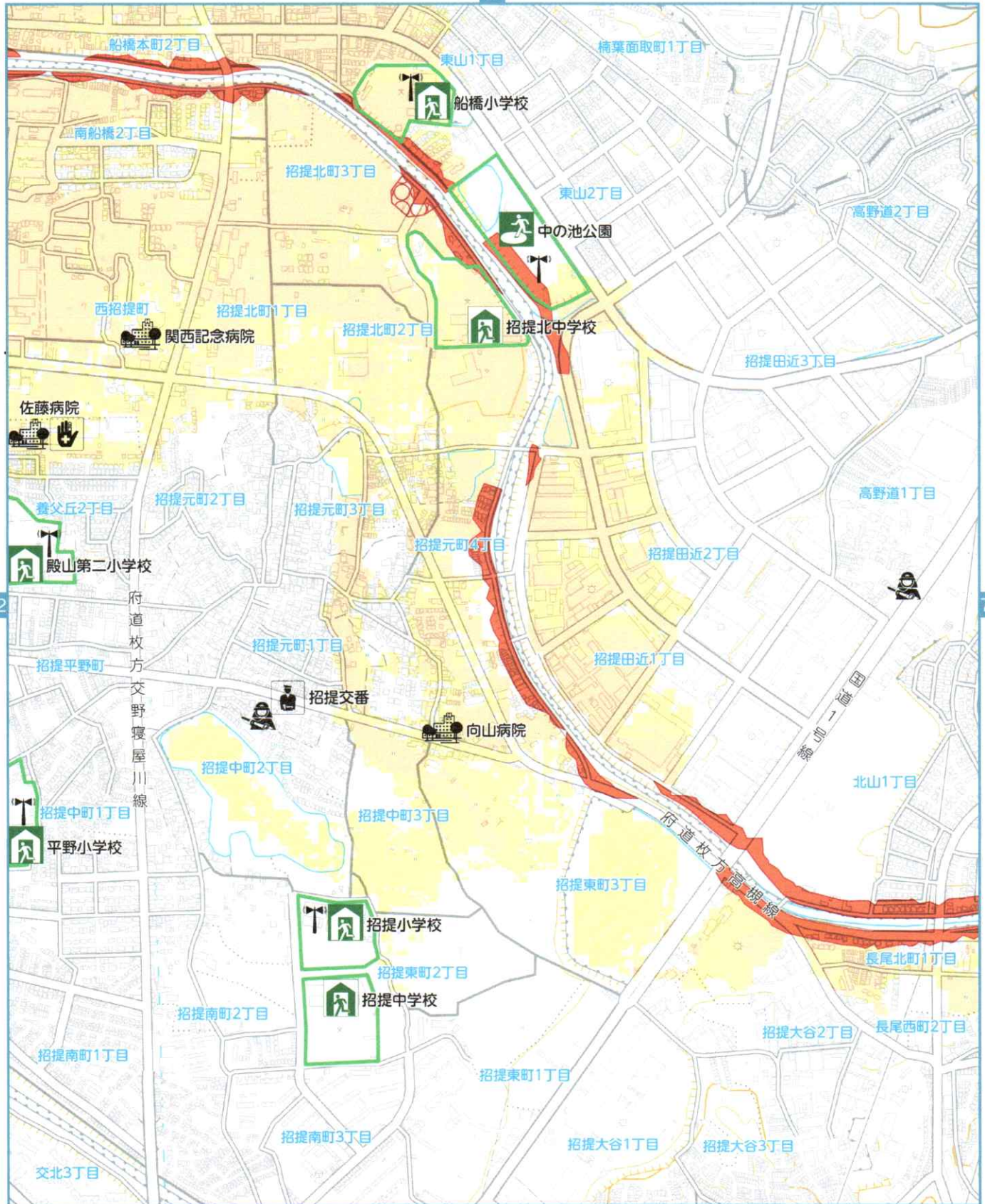
# ⑥ 船橋川洪水ハザードマップ

0 100 200 300m 1/10,000



- [想定浸水深]**
- 10.0m以上20.0m未満
  - 5.0m以上10.0m未満
  - 3.0m以上5.0m未満
  - 0.5m以上3.0m未満
  - 0.5m未満
- [家屋倒壊(河岸侵食)]** **[家屋倒壊(はん濫流)]**
- [防災情報]**
- 第1次避難所
  - 第2次避難所
  - 広域避難場所
  - 一時避難場所
  - 地域災害拠点病院
  - 特定診療災害医療センター
  - 枚方市災害医療センター 災害医療協力病院
  - 拠点応急救護所
  - 初期救急医療機関

54



62

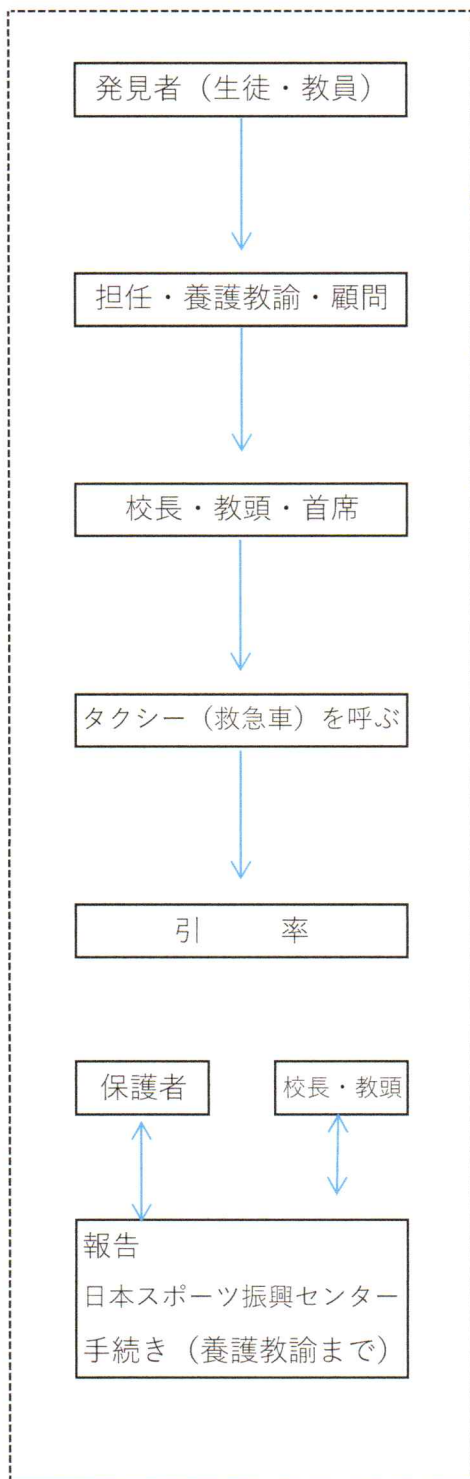
70

⑥ 船橋川洪水ハザードマップ

- [地図凡例]**
- 警察署・交番
  - 消防署・消防出張所
  - 水防組合
  - 備蓄倉庫



## (7) 事故対応



※本人又は、家庭に日常の病院を確かめる。

校医

内科 山田誠クリニック

歯科：まつざき歯科クリニック

眼科：田辺眼科

耳鼻科：岩井クリニック

学校薬剤師：いざき薬局

近隣の病院等

土井外科

てるばやし眼科

向山病院

重光眼科

佐藤病院

山本眼科

新世病院

きぬ川眼科

きたの整形

おがわ歯科

中島外科胃腸科

いちい歯科

せのお内科

中野東山歯科

関西医科大学くずは病院

矢谷歯科

市立ひらかた病院

しんくら歯科

枚方休日急病診療所

岩井クリニック

枚方休日歯科急病診療所

北河内夜間救急センター

※各連絡先等は養護教諭の机の横及び事務の机の前に置いてあります。

タクシー：トンボ交通

第一交通タクシー

日本タクシー

持参物：健康の記録（保健室入り口正面棚内）

タクシー券（職員室書類棚）

# アレルギー緊急対応マニュアル

## アナフィラキシーを発症した! 対応の流れ

学校支援課

- 発見者
- ① 発症者から離れない
  - ② 助けを呼ぶ
  - ③ エピペン®と内服薬、AEDを持ってくるよう指示

A 「学校での役割分担」へ

緊急状況があるか?  
5分以内に判断を下す!

B1 「緊急性の判断」へ

ある

ない

B2 「緊急対応をする」へ

- ただちにエピペン®注射
- 救急車を呼ぶ(119番通報)
- 安静を保つ
- 可能なら内服薬を飲ませる

C 「エピペン®使い方」へ

- 必要があれば内服薬を飲ませる
- 保健室へ移動する
- 悪化がないか、5分おきに症状をチェックする

ある

心肺機能に異常はないか?

ない

・心肺蘇生を行う

・症状チェックしながら救急車を待つ

・随時、容態や対応の記録をとる



# A 学校での役割分担

◎各配置人数に応じて各々の役割を確認し、シミュレーションをしておくこと

## 管理職 (観察と応援要請)

- 現場に到着次第、リーダーとなる
- エピペン®の使用または介助
- 支援教育課に一報 (随時、報告を入れる)
- それぞれの役割の確認及び指示
- 心肺蘇生やAEDの使用

## 発見者 (観察と応援要請)

- 発症者から離れずに容態を観察する
- 助けを呼ぶ
- 他の教職員に「準備」「連絡」を依頼
- 管理者が到着するまでリーダー代行となる
- エピペン®の使用又は介助
- 薬の内服介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

## (準備)

- 「アレルギー緊急対応マニュアル」を持ってくる
- エピペン®の準備
- AEDの準備
- 内服薬の準備
- エピペン®の使用又は介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

## (連絡)

- 救急車を要請する (119番通報)
- 管理職等への連絡
- 保護者に連絡する
- さらに人を集めて、記録やその他の応援を依頼する

## (記録)

- 観察開始の時刻を記録
- 救急車要請の時刻を記録
- エピペン®使用時刻を記録
- 内服薬服用の時刻を記録
- 5分おきに容態を記録

## (その他)

- 他の児童生徒への対応
- 救急車の誘導



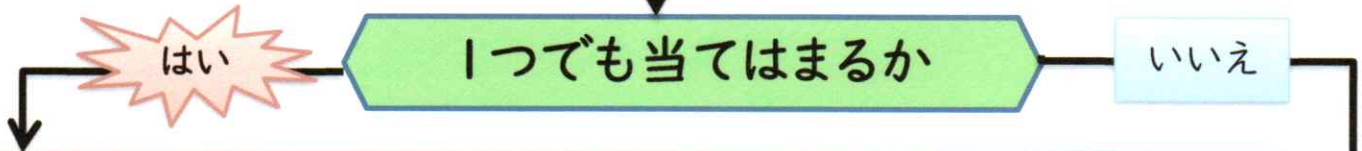
## B 緊急性の判断と対応

◎ アナフィラキシー症状を発見したら、5分以内に判断を下す

◎ 対応に迷ったらエピペン®を打ち、ただちに救急車を要請する

### B-1 緊急性の判断

[全身の症状]	[呼吸器の症状]	[消化器の症状]
<input type="checkbox"/> ぐったり	<input type="checkbox"/> のどや胸が締めつけられる	<input type="checkbox"/> がまんできない腹痛が続く
<input type="checkbox"/> 意識もうろう	<input type="checkbox"/> 声がかすれる	<input type="checkbox"/> くりかえし嘔吐する
<input type="checkbox"/> 尿や便をもらす	<input type="checkbox"/> 犬がほえるような咳をする	
<input type="checkbox"/> 脈が触れにくい、または不規則	<input type="checkbox"/> 息がしにくい	
<input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い	<input type="checkbox"/> 強い咳き込みが続く	
	<input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	



### B-2 緊急対応をする!

- ① ただちにエピペン®を打つ C 「エピペン®の使い方」へ
- ② 救急車を要請する(119番通報)
- ③ 足を15~30cmくらい高くして床に寝かせる  
嘔吐があれば、窒息を防ぐため、身体と頭部を横に向かせる  
呼吸が苦しくて横になれぬ場合は、上半身を起こして壁に寄りかからせる
- ④ 容態を観察しながら救急車を待つ
- ⑤ 10~15分たっても症状が変わらなければ、2本目のエピペン®を打つ(2本目がある場合)
- ⑥ 反応も呼吸もなければ心肺蘇生を行う

- ・内服薬があれば飲ませる
- ・保健室へ移動する
- ・5分おきに容態をチェックする

## C エピペン®の使い方

### ① ケースからエピペン®を取り出す

- ・ケースのカバーを開けて、エピペン®を取り出す

### ② しっかり握る

- ・オレンジ色カバーを下に向け、グーでエピペン®本体をしっかり握る

### ③ 安全キャップを外す



- ・青い安全キャップを外す

### ④ 太腿に注射する



- ・太腿の外側にオレンジ色の先端を当て、「カチッ」と音がするまで強く押し当てる
- ・当てたまま、5つ数えてから抜く
- ・押し当ててすぐに抜いてはいけない

### ⑤ 確認する

- ・オレンジ色カバーが長く伸びているかを確認する

### ⑥ マッサージする

- ・太腿を10秒間、マッサージする

### ⑦ エピペン®を持参

- ・使用済みエピペン®を病院へ持参する
- ・医師に渡す



# 学校におけるアレルギー疾患対応の三つの柱

文部科学省  
公益財団法人日本学校保健会

## 1 アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

- 「ガイドライン」、特に「学校生活管理指導表(医師の診断)」活用の徹底

## 2 日常の取組と事故予防

- 学校生活管理指導表の「学校生活上の留意点」を踏まえた日常の取組
- 組織対応による事故予防

## 3 緊急時の対応

- 研修会・訓練等の実施、体制の整備

学年	氏名	性別	生年月日	学年	学校	届出日	届出月	届出日
A. 医師の診断 (医師のアレルギー疾患の診断)								
1. アレルギー疾患の種類 (アレルギー性鼻炎、アレルギー性気管支炎、アレルギー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性腸炎、アレルギー性胃腸炎、アレルギー性神経性皮膚炎、アレルギー性紫癜、アレルギー性血管炎、アレルギー性肉芽腫性血管炎、アレルギー性間質性肺炎、アレルギー性肺動脈炎、アレルギー性肺リンパ腫、アレルギー性肺嚢腫、アレルギー性肺萎縮、アレルギー性肺線維症、アレルギー性肺水腫、アレルギー性肺出血、アレルギー性肺膿瘍、アレルギー性肺嚢腫、アレルギー性肺嚢腫、アレルギー性肺嚢腫、アレルギー性肺嚢腫)								
B. 発症時期 (発症時期、発症回数、発症回数)								
C. 発症状況 (発症状況、発症状況)								
D. 発症場所 (発症場所、発症場所)								
E. その他 (その他、その他)								
F. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
1. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
2. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
3. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
4. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
5. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
6. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
7. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
8. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
9. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
10. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
11. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
12. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
13. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
14. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
15. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
16. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
17. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
18. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
19. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
20. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
21. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
22. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
23. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
24. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
25. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
26. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
27. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
28. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
29. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
30. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
31. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
32. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
33. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
34. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
35. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
36. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
37. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
38. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
39. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
40. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
41. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
42. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
43. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
44. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
45. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
46. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
47. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
48. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
49. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
50. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
51. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
52. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
53. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
54. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
55. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
56. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
57. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
58. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
59. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
60. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
61. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
62. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
63. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
64. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
65. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
66. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
67. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
68. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
69. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
70. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
71. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
72. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
73. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
74. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
75. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
76. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
77. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
78. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
79. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
80. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
81. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
82. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
83. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
84. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
85. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
86. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
87. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
88. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
89. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
90. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
91. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
92. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
93. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
94. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
95. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
96. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
97. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
98. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
99. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								
100. 学校生活管理指導表 (学校生活管理指導表)								

- 情報は教職員全員で共有
- 日常の取組、緊急時の対応に活用
- 医師の診断に基づく、保護者と学校の共通理解の得られた取組の推進

## 2 日常の取組と事故予防(学校生活上の留意点)

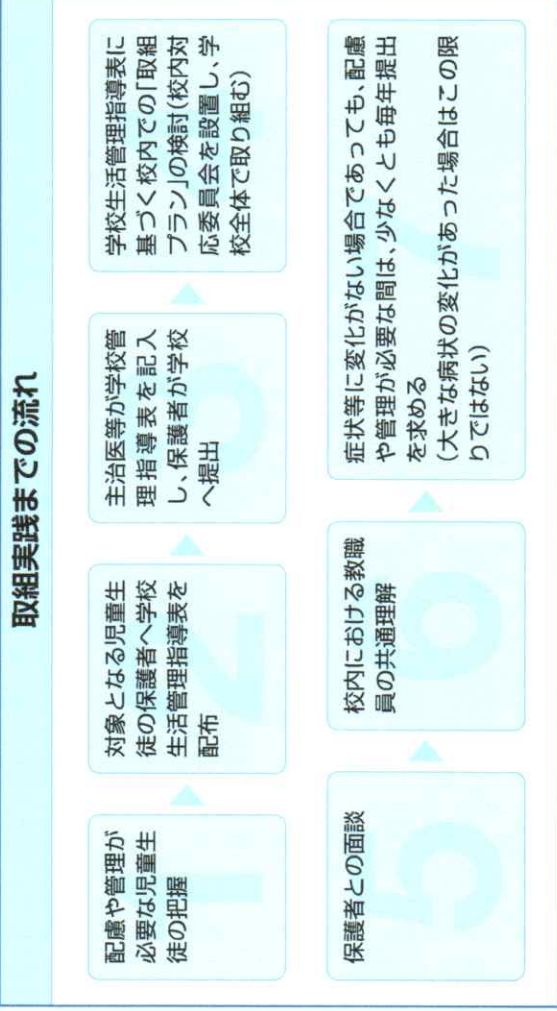
ガイドライン記載	気管支ぜん息	アトピー性皮膚炎	食物アレルギーアナフィラキシー
ガイドライン記載	P 30～P 36	P 44～P 49	P 69～P 79

学校での活動	誘発原因である場合には避ける	
	避ける	避ける
動物との接触を伴う活動	避ける	避ける
ホコリ等の舞う環境での活動	マスク着用	避ける
長時間の紫外線下での屋外活動	—	紫外線対策
運動(体育・部活動等)	運動誘発対策	汗対策
プール指導	運動誘発対策	塩素対策 紫外線対策
給食	—	原因食物の除去
食物・食材を扱う授業・活動	—	食べる、吸い込む、触れる、に注意
宿泊を伴う校外活動	医療機関の確認 持参薬の有無や管理	医療機関の確認 持参薬の有無や管理
	宿泊先の環境整備	宿泊先の環境整備
		食事の配慮

※給食については、平成26年作成「学校給食における食物アレルギー対応指針」文部科学省参照

## 1 アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

学校における配慮や管理が必要な児童生徒：学校生活管理指導表対象者





### ③ 緊急時の対応

#### 発見者＝観察

子供から離れず観察  
助けを呼ぶ  
緊急性の判断  
エピペン®、AEDの  
指示

アレルギー症状がある  
(食物の関与が疑われる)

原因食物を食べた  
(可能性を含む)

原因食物に触れた  
(可能性を含む)

呼びかけに反応がなく、  
呼吸がなければ心肺蘇生

### 緊急性が高いアレルギー症状があるか、5分以内に判断

#### <緊急性が高いアレルギー症状>

- 全身の症状**
- ぐったり
  - 意識もうろう
  - 尿や便を漏らす
  - 脈が触れにくい
  - 唇や爪が青白い

**呼吸器の症状**

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるようなせき
- 息がしにくい
- 持続する強いせき込み
- ぜーぜーする呼吸  
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

**消化器の症状**

- 我慢できない腹痛
- 繰り返し吐き続ける



これらの症状が  
一つでもあれば

#### チームワークが大切

##### 準備

- 緊急時の対応の準備
- エピペン®の準備
- AEDの準備

##### 連絡

- 救急車の要請
- 管理職を呼ぶ
- 保護者への連絡

##### 記録

- 観察の開始時間
- エピペン®を使用した時間
- 5分ごとの症状
- 内服薬を飲んだ時間

##### その他

- ほかの子供への対応
- 救急車の誘導

- 救急車を要請(119番通報)
- ただちにエピペン®を使用
- 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う → AEDの使用
- その場で安静にする **立たせたり、歩かせたりしない!**

安静を保つ体位



ぐったり、意識もうろうの場合



吐き気、おう吐がある場合

呼吸が苦しくあお向けにならない場合



- その場で救急隊を待つ

#### エピペン®の使い方

- ① ケースから取り出す



- ② 利き手でグーで握る



- ③ 青い安全キャップを外す



- ④ 太ももの外側に注射「カチッ」と音がするまで押し当て、五つ数える



#### 本人が注射できない場合

衣類の上からも  
打つことができる  
ポケットの中身を確認



- ⑤ オレンジ色のニードルカバーがのびていることを確認する



使用前 使用後

## Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン

※本ガイドラインは大阪府教育庁が作成のガイドラインをもとに、次の2点について変更しています。

- ①市立学校園を対象としています。
- ②枚方市の位置関係を考慮し、対象範囲として「枚方市を中心とした一定距離圏内（約30km）」を含めています。

### I あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

#### 1 幼児児童生徒等の避難方法や安全確保の方策

下記「II Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示ができるようにしておく。

#### 2 幼児児童生徒等の安否確認方法

自然災害時の対応等を準用するなどして検討しておく。

### II Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

※ 幼児児童生徒等には、必要以上に不安にさせることがないように、十分、配慮しながら、下記の事項について周知を図るなど、実態に応じた安全指導を行うこと。

#### 1 速やかな避難行動と情報収集

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合 ⇒ できる限り近くの建物(できれば頑丈な建物)や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難する。

建物がない場合 ⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

<近くにミサイルが落下した場合 >

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、隙間をテープで埋める等、室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。  
行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

#### 2 登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外（約30km）または大阪府域外に落下した場合

⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内（約30km）または大阪府域内に落下した場合

⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。



### Ⅲ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の枚方市立学校園の対応

#### 1 Jアラートが発信されたとき

ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合

在 校 ・ 在 園 時	校園舎内等への避難や建物内では窓から離れるなど、適切な指示のもと、幼児児童生徒等の安全確保に努める
登 校 ・ 登 園 前	自宅待機
登 下 校 時	学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等を校園舎内等へ避難誘導し、安全確保に努める
校 外 ・ 園 外 活 動 時	引率教員等は、幼児児童生徒等を近くの建物や地下などへ速やかに避難誘導

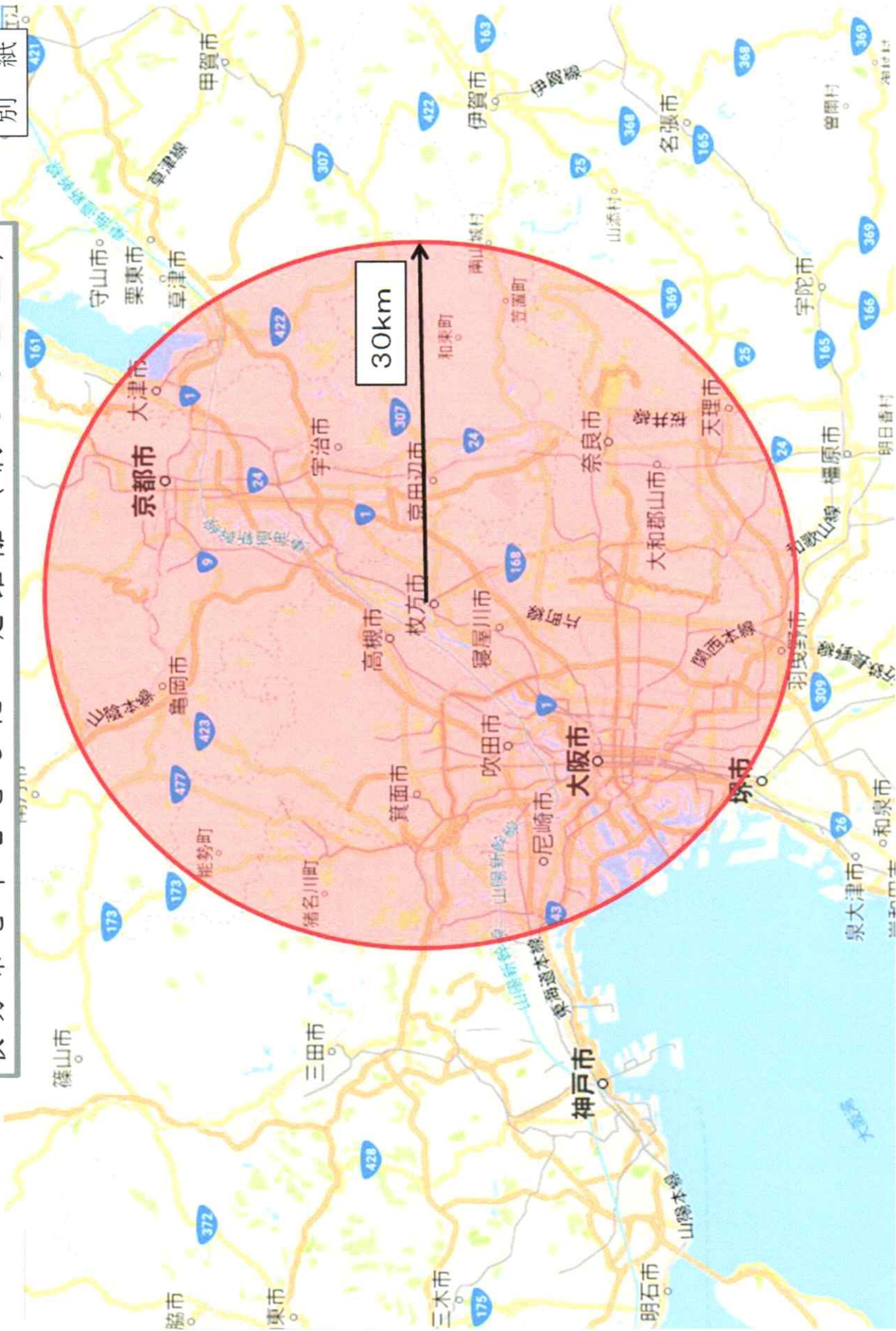
#### 2 状況別の臨時休業の取扱い等

状 況 パ タ ー ン	A	B	C	D
	領土・領海外に落下	日本の上空を通過	領土・領海に落下 (Dを除く)	枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km) または大阪府域に落下
臨 時 休 業 の 取 り 扱 い	原則として臨時休業は行わない			臨時休業
在 校 ・ 在 園 時	教育活動を再開			①原則として幼児児童生徒等を学校園で保護 ②引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する
登 下 校 時	(登校時) 登校後、教育活動再開 (下校時) 安全確認後、下校させる  ○始業の繰り下げ等の対応をとった場合は、児童生徒支援室まで報告すること			○学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等については、在校・在園時に準じた対応を行う
校 外 ・ 園 外 活 動 時	安全確認後、校外・園外活動を再開			①幼児児童生徒等を安全な場所で保護 ②引率教員等は、自校に現状報告を行うとともに、引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する



枚方市を中心とした一定距離（約30km）

別紙





## 非常災害時の配備体制

### 学校教育関係（配備体制）

配備区分	配備時期	配備体制	時間外	
			学校教育部各課	学校園
1号配備	災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき 枚方市域で、震度5弱	予め指名した職員約10% 指示により避難所設置 (市長が任命した避難所派遣職員2名)	1名	2名
2号配備	小規模の災害が発生したとき、またはそのおそれがあるとき 枚方市域で、震度5弱	予め指名した職員約25% 指示により避難所設置 (市長が任命した避難所派遣職員2名)	2名	2名
3号配備	中規模の災害が発生したとき、またはそのおそれがあるとき 枚方市域で、震度5強	予め指名した職員約50% 指示により避難所設置 (市長が任命した避難所派遣職員2名)	予め指名した職員約50%	各学校の状況に応じ約50%
4号配備	大規模の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき 枚方市域で、震度6弱以上	全職員 避難所は自動設置。市長が任命した避難所派遣職員2名	全員	全員

※ 「枚方市防災マニュアル」参照のこと。

### 【参考】

#### ◎ 枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

(防犯及び防災計画)

第17条 校長は、学校の防犯及び防災の計画を定め、教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の計画は、特に児童及び生徒の安全を確保するための措置が講じられたものでなければならない。

(施設及び設備の損傷等)

第18条 校長は、学校の施設及び設備を著しく損傷し、若しくは亡失し、又は設備が使用に堪えなくなったときは、その理由を付して教育委員会に報告しなければならない。

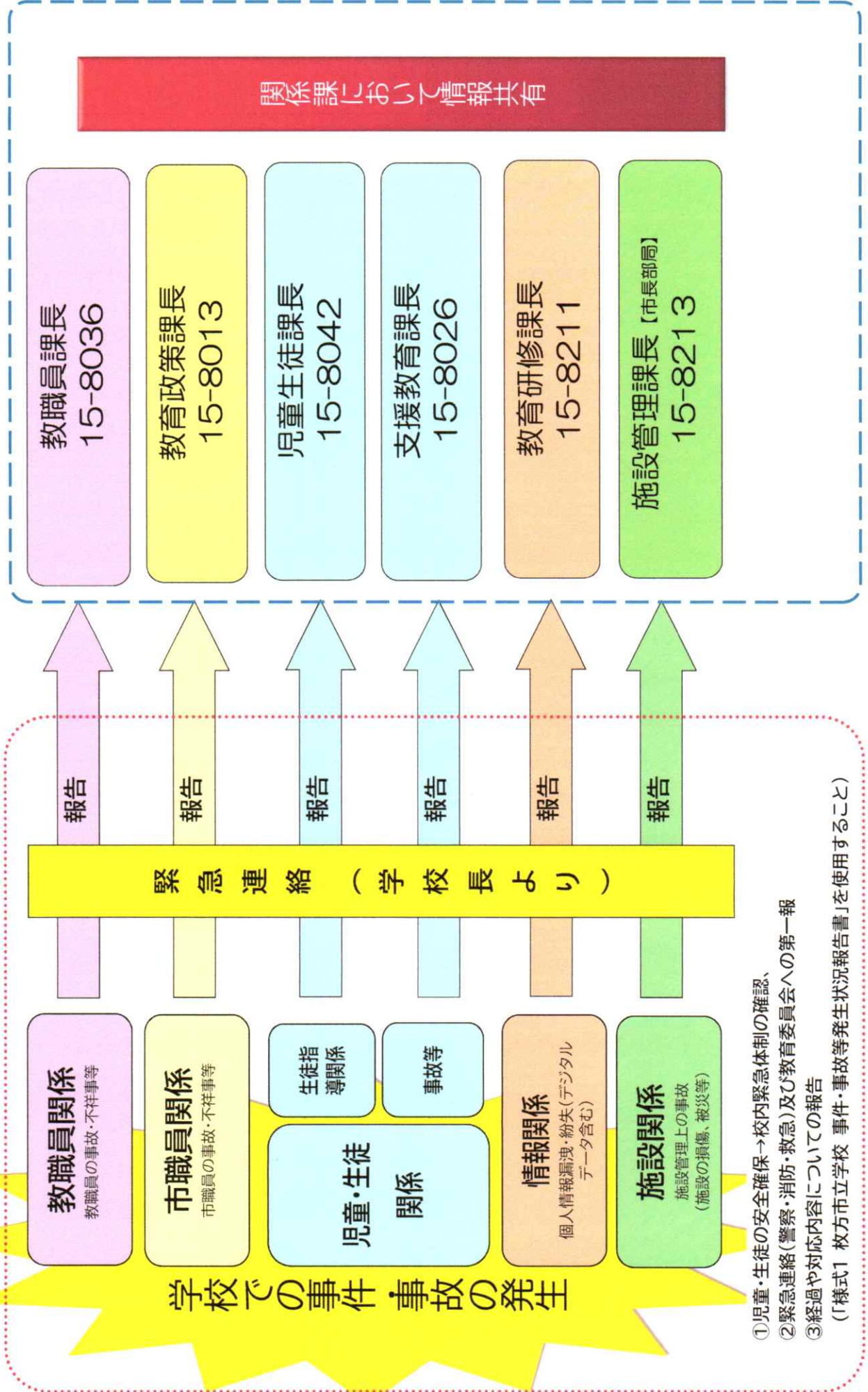


## 令和7年度 非常災害時「3号配備」

校長	葉山 秀樹
教頭	磯山 博志
首席	北河 祐介
生徒指導主事	小縣 和輝
教諭	松宮 文平
教諭	枇榔 崇史
教諭	橋詰 一輝
教諭	北山 有紀
教諭	山口 詩菜
教諭	吉川 沙希
教諭	伊藤 亜由美
教諭	小林 礼奈

敬称略

枚方市立学校における事件・事故発生時の連絡体制マニュアル（平日用）



- ① 児童・生徒の安全確保→校内緊急体制の確認、
- ② 緊急連絡(警察・消防・救急)及び教育委員会への第一報
- ③ 経過や対応内容についての報告  
(「様式1 枚方市立学校 事件・事故等発生状況報告書」を使用すること)



## 参考・引用

国土交通省 気象庁. “気象庁震度階級関連解説表”. 国土交通省 気象庁.

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/shindo/shindo-gaiyo.png> (参照 2023-04-21)

文部科学省. “学校の危機管理マニュアル作成の手引き”. 文部科学省.

[https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf) (参照 2023-04-21)

京都市消防局. “火災から命を守る避難”. 京都市消防局

[https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/cmsfiles/contents/0000271/271405/kasaikarainotiwo_mamoru.pdf](https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/cmsfiles/contents/0000271/271405/kasaikarainotiwo_mamoru.pdf) (参照 2023-04-21)

### 【改定時期】

2021年7月17日 作成

2022年7月27日 改定

2023年7月31日 改定

2024年5月27日 改定

2025年4月18日 改定